

倉吉市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市規則第13号

倉吉市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

倉吉市国民健康保険条例施行規則（昭和63年倉吉市規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="220 678 304 712">附 則</p> <p data-bbox="142 757 277 790">1～5 略</p> <p data-bbox="181 792 788 864">(新型コロナウイルス感染症に関する場合の保険料の減免の特例)</p> <p data-bbox="142 871 788 1173">6 第11条の2第1項及び第2項の規定にかかわらず、<u>令和4年度分の保険料のうち、令和4年度の末期に被保険者の資格を取得したことその他の理由により、令和5年4月以後に普通徴収の納期限があるもの（その減免につき同年11月30日までに申請があったものに限る。）</u>は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、減免の対象とする。</p> <p data-bbox="165 1413 360 1447">(1)・(2) 略</p> <p data-bbox="142 1453 221 1487">7 略</p>	<p data-bbox="885 678 970 712">附 則</p> <p data-bbox="804 757 940 790">1～5 略</p> <p data-bbox="828 792 1450 864">(新型コロナウイルス感染症に関する場合の保険料の減免の特例)</p> <p data-bbox="804 871 1458 1402">6 第11条の2第1項及び第2項の規定にかかわらず、<u>令和3年度分及び令和4年度分の保険料のうち、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限があるもの及び特別徴収対象年金給付（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「令」という。）第29条の16の表に規定する特別徴収対象年金給付をいう。）の支払日があるもの（令和3年度分の保険料にあっては、令和3年度の末期に被保険者の資格を取得したことその他の理由により、令和4年4月以後に普通徴収の納期限があるものに限る。以下「特例減免対象保険料」という。）</u>は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、減免の対象とする。</p> <p data-bbox="828 1413 1023 1447">(1)・(2) 略</p> <p data-bbox="804 1453 884 1487">7 略</p> <p data-bbox="804 1494 1458 1944">8 <u>第11条の2第1項及び第2項並びに前2項の規定にかかわらず、附則第6項第2号ア中「10分の3を乗じて得た額以上」とあるのを「10分の2以上10分の3未満の範囲内にある値を乗じて得た額」と読み替えた場合で同項の規定に該当するときは、特例減免対象保険料のうち、当該世帯の被保険者全員につき、保険料の算定の対象となるべき月（令和4年4月以降の月に限る。）の数の合計に900円を乗じて得た額を減免する。この場合において、別表第1欄の第11条の3第1号の規定にも該当する場合は、それらの減免を重複して適用させることができる。</u></p> <p data-bbox="804 1951 1458 2098">9 <u>附則第7項の規定にかかわらず、前項前段の規定により算定される額が、附則第7項の規定により算定される額を上回るときは、当該附則第7項の規定により算定される額に当該上回った額を加</u></p>

8 保険料の減免の合計額は、賦課額を超えることができない。

様式第5号（第9条関係）

出産育児一時金支給申請書

略				
出生 死産 の別	出生児数	人	死産児数	人（第 週）
略				

えた額を附則第7項の規定による減免の額とする。

10 前2項その他の規定による減免の合計額は、賦課額を超えることができない。

様式第5号（第9条関係）

出産育児一時金支給申請書

略		
出生 児	氏 名	
	世帯主との続柄	
出生 死産 の別	出生	
	死産等（第 週）	
略		

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の倉吉市国民健康保険条例施行規則附則第6項及び第8項の規定は、施行日以後にその納期限が到来する保険料について適用し、施行日前に納期限又は支払日が到来した保険料の減免については、なお従前の例による。